

2025 年 10 月 20 日

日本電子債権機構株式会社

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程の一部改定について

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 ^{かつやま} 勝山 ^{あきら} 章、以下「当社」といいます。）は、2025 年 10 月 20 日付にて、電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程の一部を改定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

（１）改定の内容

法第 87 条に基づく記録事項等の開示について、これまで当社では書面での交付を行ってまいりましたが、今般、電子ファイルでも交付できるようにいたしました。

なお、書面での交付を希望されるお客さまには引き続き書面の交付も行っております。

（２）電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（新旧対照表：下線部変更箇所）

改定前	改定後
（記録事項等の開示） 第 2 5 条（略） 2（略） 3（略） （１）第 1 項の規定による開示請求があった場合 同項に規定する事項の全部又は一部を証明 した書面の交付 附則 （略） （効力発生日） 第 3 条（略） （新設）	（記録事項等の開示） 第 2 5 条（略） 2（略） 3（略） （１）第 1 項の規定による開示請求があった場合 同項に規定する事項の全部又は一部を証明 した <u>電子ファイル又は書面</u> の交付 附則 （略） （効力発生日） 第 3 条（略） 5 <u>第 2 5 条第 3 項第 1 号の改正規定は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日に効力を生じる。</u>

以 上